

○ 一般職の国家公務員の休暇制度（概要）

種類	事由	期間
年次休暇	問わない	一の年において20日の範囲内の期間
病気休暇	負傷又は疾病があり、その療養のために勤務しないことがやむを得ない場合	勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（原則90日）
特別休暇		
公民権行使	選挙権等の公民権の行使をする場合	必要と認められる期間
官公署出頭	裁判員等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄等ドナー	骨髄又は末梢血幹細胞の提供者となる場合	必要と認められる期間
ボランティア	ボランティア活動に参加する場合	一の年において5日の範囲内の期間
結婚	職員が結婚する場合	結婚の日（※）の5日前の日から結婚の日後1月を経過する日までの期間における連続する5日の範囲内の期間 ※ 「結婚の日」とは、社会的に結婚したと認められる日であり、「婚姻届の日」、「結婚式の日」等が該当。「結婚の日」としうる日が複数ある場合、いずれの日を「結婚の日」とするかは、当該職員が選択することができる。
産前	産前の場合	6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が出産の日までに申し出た期間
産後	産後の場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
保育時間	生後1年に達しない子を保育する場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、それぞれ30分から配偶者が取得している時間を差し引いた時間）
妻の出産	妻が出産する場合	妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間
男性の育児参加	育児参加をする場合	妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間における5日の範囲内の期間
子の看護	子の看護をする場合	一の年において5日（子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
短期介護	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等（要介護者）の短期の介護その他の世話をする場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
忌引	親族が死亡した場合	親族に応じて連続する日数の範囲内の期間（例：父母の場合は7日）
父母の追悼	父母を追悼する場合	1日の範囲内の期間
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間
現住居の滅失等	現住居の滅失・損壊等の場合	原則として連続する7日の範囲内の期間
出勤困難	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
退勤途上	退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等（要介護者）の介護をする場合	要介護者の介護を必要とする状態が引き続いている間における通算6月まで（3回まで分割可）の期間内において必要と認められる期間
介護時間	同上	要介護者の介護を必要とする状態が引き続いている間における連続する3年の期間内において必要と認められる期間（1日2時間まで）

（呼称）